

令和5年度国立大学法人等  
職員採用（図書系）第二次試験問題

注 意 事 項

1. 問題は16問（31ページ）で、解答時間は1時間30分です。
2. この問題は、後ほど回収します。切り取ったり、転記したり、持ち帰ったりしてはいけません。
3. 下欄及び解答用紙に第一次試験受験番号及び氏名を記入してください。

第一次試験受験番号
氏名

指示があるまで中を開いてはいけません

【No. 1】

大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）に関する以下の問いに答えなさい。

- (1) 次は、大学設置基準の趣旨を定めた第 1 条の一部である。(ア) に当てはまる最も適切な語句を下から一つ選んで記号で答えなさい。

第一条 大学（専門職大学及び短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な  とする。

- (a) 一般的な基準                      (b) 最低の基準                      (c) 暫定的な基準  
 (d) 総合評価の基準                  (e) 統一的な基準                      (f) 望ましい基準

- (2) 次は、令和 4 年度に改正された際の新旧対照表の一部である。(イ) ～ (エ) に当てはまる最も適切な語句を下からそれぞれ一つ選んで記号で答えなさい。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(教育研究上必要な資料及び図書館)</p> <p>第三十八条 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される <input type="text" value="(イ)"/> その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。</p> <p>2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(図書等の資料及び図書館)</p> <p>第三十八条 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、 <input type="text" value="(ウ)"/> その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。</p> <p>2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p>

<p>3 図書館には，その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。</p> <p>[項を削る]</p>	<p>3 図書館には，その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。</p> <p>4 図書館には，大学の教育研究を促進できるような適当な規模の(エ)室，レファレンス・ルーム，整理室，書庫等を備えるものとする。</p>
--	--

(a) 閲覧

(d) 機械可読目録

(g) 研究データ

(j) 司書

(m) 新聞

(b) 学術情報

(e) 機関リポジトリ

(h) コンピュータ

(k) 視聴覚資料

(n) マルチメディア

(c) 館長

(f) 貴重書

(i) 参考図書

(l) 書架

(o) 目録

## 【No. 2】

次は、著作権に関連した用語の説明である。(1)～(4)に該当するものを下からそれぞれ一つ選んで記号で答えなさい。

- (1) 著作権は著作者が著作物を創作した時に自動的に発生し保護される、とする原則のこと。著作者としての法的保護を受けるために、行政官庁への届出等の一切の手続きは必要ない。
- (2) コンピュータとネットワークの技術を用いて著作権を管理すること。電子的著作物の著作権管理と、非電子的著作物の電子的な著作権管理の両者を含むが、前者を指すことが多い。電子的著作物では、電子透かし等の電磁信号埋込み技術が用いられるが、これらの技術により、図書館での電子的著作物の長期的利用が阻害される可能性が懸念されている。
- (3) 著作権により保護されていた著作物が、著作権の保護期間を経過して社会の公共財産になり、だれでも自由に利用できるようになったもの。著作権法では、一定の年限の間、著作者に独占的権利を付与してその利益の確保を図った後は、文化的所産を広く社会に開放し、人々の自由な利用に供し、文化の発展を期するため、保護期間が定められている。
- (4) 著作権者の連絡先を把握することが困難な著作物のこと。著作物の著作隣接権、所有権、肖像権等の権利の帰属が不明であることを含んだ意味でも用いられる。近年、過去に制作された著作物をデジタルデータとして複製し、インターネット上で公開・販売する動きがあるが、権利者が不明のために許可を得られず、そのまま作品を公開すれば著作権侵害になってしまうケースが世界的に問題になっている。

(a) DRM

(c) アクセスコントロール

(e) オープンアクセス

(g) コピーガード

(i) フェアユース

(k) 形式主義

(m) 無形式主義

(b) SARTRAS

(d) オープンワークス

(f) クリエイティブコモンズライセンス

(h) パブリックドメイン

(j) フリーアクセス

(l) 方式主義

(n) 無方式主義

【No. 3】

次は、学術論文や学術雑誌およびその公開・提供に関する記述である。(1)～(4)の文章の内容が示す語句として最も適切なものを下からそれぞれ一つ選んで記号で答えなさい。

- (1) 欧州の 11 研究助成機関が 2018 年 9 月に発表したイニシアティブであり、これら研究助成機関から助成を受けた研究プロジェクトにより生み出された学術論文が、出版と同時に即座オープンアクセス (OA) で提供されることを要請するもの。2019 年 5 月末に改訂版が出された。
- (2) 特定の主題分野やテーマに関して、すでに出版された多数の原著論文を対象に、要約、解説、評価を行い、その分野 (テーマ) の研究の現状や将来性等についてまとめた論文のこと。その性格上、引用が多くなる傾向がある。
- (3) 読者は購読料を、著者は APC を支払わずに出版するオープンアクセスジャーナル (論文) の出版モデルのこと。多くの場合、政府や大学、学会等が運営費を負担して刊行される。代表的な事例として、ラテンアメリカの非営利民間団体のイニシアティブである AmeliCA がある。
- (4) 複数出版社の電子ジャーナル等を、分野別にまとめて提供するサービスを行う業者の総称。提供製品の大きなメリットとしては、複数の出版社を横断して主題・分野別にコンテンツを収録していること、電子ジャーナルのパッケージ契約に比べて比較的安価であること等がある。

- |              |                        |                   |
|--------------|------------------------|-------------------|
| (a) BOAI     | (b) Horizon Europe     | (c) OA2020        |
| (d) Plan S   | (e) Read & Publish モデル | (f) アグリゲータ        |
| (g) サイトライセンス | (h) サブスクリプション          | (i) システムティック・レビュー |
| (j) 抄録       | (k) ダイヤモンド OA          | (l) ビッグディール       |
| (m) ブロンズ OA  | (n) マルチペイヤーモデル         | (o) レター論文         |
| (p) レビュー論文   |                        |                   |

## 【No. 4】

次は、デジタルアーカイブに関連する記述である。これを読んで以下の問いに答えなさい。

- 1) 「デジタルアーカイブ」とは、の文化財をデジタル情報として記録し、劣化なく永久保存するとともに、ネットワーク等を用いて提供することをいう。最初からデジタル情報として生産された、いわゆるの文化財も対象となる。
- 2) 「デジタルアーカイブ」という用語は 1990 年代半ばから使われ始めたが、指す範囲や対象はさまざまである。主な担い手は博物館や美術館、図書館、文書館、研究機関等で、代表的なものに、国立国会図書館が所蔵する紙媒体やレコード等の資料をデジタル化した「」(2022 年 12 月リニューアル)や、国内外の機関や個人が所蔵する江戸時代以前の日本の書籍(古典籍)のデジタル画像を収録した、国文学研究資料館の「」(2023 年 3 月本稼働)等がある。
- 3) 参照モデルはデジタル情報の長期保存に関わる標準規格である。参照モデルでは、保存すべき情報と関連するメタデータを合わせて情報パッケージというまとまりで扱う。また、国際的な Web 画像の相互運用のための技術仕様としてがある。欧米の研究図書館を中心として急速に普及し、2016 年頃からは日本でも広まった。

(1) (ア), (イ) に当てはまる最も適切な語句を下からそれぞれ一つ選んで記号で答えなさい。

- |               |                |
|---------------|----------------|
| (a) インターネット   | (b) 紙・マイクロフィルム |
| (c) 貴重書・歴史的文書 | (d) ハード・ソフト    |
| (e) プログラム     | (f) ボーンデジタル    |
| (g) マイグレーション  | (h) 有形・無形      |

(2) (ウ), (エ) に当てはまる最も適切な語句を下からそれぞれ一つ選んで記号で答えなさい。

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| (a) NDL-ONLINE        | (b) 近代デジタルライブラリー   |
| (c) 国書データベース          | (d) 国立国会図書館サーチ     |
| (e) 国立国会図書館デジタルコレクション | (f) 古典籍総合データベース    |
| (g) ジャパンサーチ           | (h) 新日本古典籍総合データベース |

(3) (オ), (カ) に当てはまる最も適切な語句を下からそれぞれ一つ選んで記号で答えなさい。

(a) Dublin Core

(b) FRBR

(c) IIF

(d) METS

(e) OAIS

(f) OWL

(g) PREMIS

(h) RDF

## 【No. 5】

次は、国立国会図書館の電子書籍収集に関する記述である。これを読んで以下の問いに答えなさい。

Electronic publications such as e-books and digital magazines are valuable assets for the intellectual activities of the public. It would be a natural step to review the legal deposit system to adapt it to the digital era.

Under the legal deposit system, the National Diet Library is supposed to collect and store all books and magazines published in Japan. This is because publishing companies are obligated by law to submit their publications to the library.

(ア)

In 2013, free e-books and other publications became subject to the legal deposit system, and starting Jan. 1, revisions to the law require publishers to submit to the library electronic publications that they sell to the public.

(イ)

This accounts for nearly 30% of the total publishing market, including paper-based publications.

An increasing number of books and magazines are sold only in electronic formats, but such publications could become inaccessible if electronic bookstores stop selling them or system failures occur.

(ウ)

The National Diet Library preserves the publications it receives as the common property of the people and passes them on to younger generations, allowing users to view them. The library is also expected to play a central role in collecting electronic publications and maintaining bibliographic data.

Some in the publishing industry have expressed concern that if electronic publications are submitted to the library, the contents could be leaked to outside parties via the internet, possibly infringing on copyrights.

In operating the new system, the National Diet Library has restricted access to electronic publications to terminals set up within the library, and has also made it impossible for multiple people to access one work at the same time. The publications available on the Diet library's website are said to be limited to those for which the copyright holders have given permission for this.

The legal deposit system cannot be maintained without trust between the library and publishers. Both sides must continue discussions to make the system even better. It will



also be important to be aligned with electronic publication storage systems that publishers' organizations maintain on their own.

The library is already collecting web information of online materials of public organizations. It is also calling for cooperation from private universities, political parties and other organizations to collect such information.

Materials on the websites of private companies and on sites for posting novels and other works may also become subject to the legal deposit system as items that must be preserved because of their value in reflecting the times. Continued deliberation is needed over what to collect from among the abundance of online information.

(Modern times require compilation of electronic publications : The Japan News 2023 年 1 月 10 日)

- (1) (ア) ~ (ウ) に該当する文章を、下からそれぞれ一つ選んで記号で答えなさい。
- (a) According to the Research Institute of Publications, sales of electronic publications in Japan in 2021 are estimated at 466.2 billion yen, an 18.6% increase from the previous year.
  - (b) However, the emergence of electronic publications was not envisioned when the National Diet Library Law was established in 1948.
  - (c) Due to the restrictions imposed by the Copyright Law, the use of electronic collections operated by the National Diet Library is stagnating.
  - (d) Preventing electronic publications from being scattered and lost, and properly preserving them is a new challenge that has arisen with the progress of digitization.
  - (e) A portal site for records and reports of earthquake disasters that is operated by the National Diet Library, is connected to 56 sites nationwide and allows users to access videos, sound recordings, photos and other materials in an integrated manner.

(2) 本文の内容に沿った説明として適切なものを、下からすべて選んで記号で答えなさい。

- (a) 国立国会図書館は、電子出版物の収集や書誌データの整備において、中心的役割を果たすことが期待される。
- (b) 現在、国立国会図書館に納本が義務付けられている電子出版物は無料のものだけであり、出版社が一般に販売している有料の電子出版物の納入は対象外である。
- (c) 国立国会図書館では、電子出版物の著作権侵害を防止する方策として、電子出版物の閲覧を館内の端末に限定し、複数の人が同時に閲覧することができないようにしている。
- (d) 納本制度を成り立たせるためには、国立国会図書館と出版社側の信頼関係が必要である。

## 【No. 6】

次は、ある情報検索行動を説明したものである。説明を読んで、以下の問いに答えなさい。

ある特定のデータベースを検索語「A」で検索したところ、20 件のレコードが検索され、その中に 10 件の適合レコードが含まれていた。次に、検索語「B」を追加した「A + B」に変更して再検索したところ、100 件のレコードが検索され、80 件の適合レコードが含まれていた。なお、「+」は論理和を表す論理演算子である。

- (1) このデータベースに 90 件の適合レコードが含まれている場合、以下の (ア)、(イ) の値 (四捨五入して小数点以下第一位まで) として適切なものを下からそれぞれ一つ選んで記号で答えなさい。

(ア) 初回の検索 (検索語「A」での検索) の再現率

(イ) 再検索 (「A + B」での検索) の精度

- |           |            |            |
|-----------|------------|------------|
| (a) 10.0% | (b) 11.1%  | (c) 20.0%  |
| (d) 22.2% | (e) 30.0%  | (f) 50.0%  |
| (g) 80.0% | (h) 83.9%  | (i) 88.9%  |
| (j) 90.0% | (k) 100.0% | (l) 111.1% |

- (2) このデータベースを検索語「B」のみで検索した場合、検索されるレコード件数の最大値として適切なものを下から一つ選んで記号で答えなさい。

- |        |         |         |
|--------|---------|---------|
| (a) 0  | (b) 10  | (c) 20  |
| (d) 30 | (e) 40  | (f) 50  |
| (g) 60 | (h) 70  | (i) 80  |
| (j) 90 | (k) 100 | (l) 120 |

【No. 7】

(1) 次は、日本目録規則 2018 年版の序説を抜粋したものである。(ア)、(イ) に当てはまる最も適切な語句を下からそれぞれ一つ選んで記号で答えなさい。

目録は、利用者が図書館で利用可能な資料を発見・・選択・入手できるよう、資料に対する書誌データ、所在データおよび各種のを作成し、適切な検索手段を備えて、データベース等として編成するものである。目録に収録される書誌データは、各資料に関する諸情報を圧縮・構造化した記録である。または、特定の個人、団体、主題等に関連する資料を確実に発見できるよう、それらに対するアクセス・ポイントを一貫して管理するための記録である。

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| (a) 関連    | (b) 記入    | (c) キーワード |
| (d) 検索    | (e) 識別    | (f) 収集    |
| (g) 知識ベース | (h) 著者データ | (i) 典拠データ |
| (j) 表示    | (k) 標目表   | (l) 分類表   |

(2) 次は、日本十進分類法 (NDC) 新訂 10 版の第 2 次区分表 (綱目表) を抜粋したものである。(ウ)、(エ) に当てはまる最も適切な語句を下からそれぞれ一つ選んで記号で答えなさい。

70	芸術. 美術
71	彫刻. オブジェ
	(中略)
78	<input type="text" value="(ウ)"/>
79	<input type="text" value="(エ)"/>

- |                  |              |               |
|------------------|--------------|---------------|
| (a) 演劇. 映画. 大衆芸能 | (b) 音楽       | (c) 家政学. 生活科学 |
| (d) 建築           | (e) 詩歌       | (f) 小説. 物語    |
| (g) 諸芸. 娯楽       | (h) スポーツ. 体育 | (i) 造園        |
| (j) その他の芸術. 美術   | (k) 美術図集     |               |

## 【No. 8】

次は、学術情報流通に関わるサービス・事業に関する記述である。その名称と、運営を担う中核的な機関として最も適切なものを下からそれぞれ一つ選んで記号で答えなさい。

- (1) 医学関連分野の文献データベースであり、1997年からオンラインで一般に公開されている。3,500万件を超える生物医学文献の書誌情報と抄録が含まれ、収録分野は医学、看護学、歯学、獣医学、薬学、健康科学、介護等である。各文献データはシソーラス Medical Subject Headings で索引付けされている。
- (2) 未発表の査読前論文（プレプリント）をオープンアクセスで公開する、日本で初めての本格的なプレプリントサーバである。2022年3月に運用が開始された。研究論文の迅速な公開と共有により、研究成果に関する先取権獲得の支援、研究開発の加速、グローバルな学術研究への貢献や公共知の構築に寄与することを目的としている。
- (3) 全国の大学図書館等が所蔵する本（図書や雑誌等）の情報を検索できるサービスである。目録所在情報サービスに蓄積されてきた全国の大学図書館等約1,300館が所蔵する、約1,300万件（のべ1億冊以上、2020年4月現在）の本の情報や、約180万件的著者の情報を検索可能で、誰でも利用登録なしに使うことができる。
- (4) 高エネルギー物理学分野の査読付きジャーナル論文のオープンアクセス化を実現することを目的とした、国際連携プロジェクトである。大学等の図書館が従来「購読料」として支払っていたものを対象雑誌の「出版料」に振替えることで、誰もが無料でそれらの学術雑誌の論文を読むことができる。

(サービス・事業の名称)

- |                 |                        |                 |
|-----------------|------------------------|-----------------|
| (a) arXiv       | (b) CiNii Books        | (c) CLOCKSS     |
| (d) GakuNin RDM | (e) Index Medicus      | (f) JAIRO Cloud |
| (g) J-GLOBAL    | (h) J-STAGE            | (i) Jxiv        |
| (j) NACSIS-CAT  | (k) ORCID              | (l) Plan S      |
| (m) PubMed      | (n) SCOAP <sup>3</sup> | (o) SPARC       |
| (p) WorldCat    |                        |                 |

(運営を担う中核的な機関)

(a) AMED

(b) ARL

(c) CERN

(d) JaLC

(e) JISC

(f) JSPS

(g) JST

(h) KEK

(i) KESLI

(j) MPDL

(k) NDL

(l) NII

(m) NLM

(n) NSF

(o) OCLC

(p) OSTP

## 【No. 9】

次は、San Francisco Declaration on Research Assessment（研究評価に関するサンフランシスコ宣言）の一部である。これを読んで以下の問いに答えなさい。

A number of themes run through these recommendations:

- the need to eliminate the use of journal-based metrics, such as Journal Impact Factors, in funding, appointment, and promotion considerations;
- the need to assess research on its own merits rather than on the basis of the journal in which the research is published; and
- the need to capitalize on the opportunities provided by online publication (such as relaxing unnecessary limits on the number of words, figures, and references in articles, and exploring new indicators of significance and impact).

We recognize that many funding agencies, institutions, publishers, and researchers are already encouraging improved practices in research assessment. Such steps are beginning to increase the momentum toward more sophisticated and meaningful approaches to research evaluation that can now be built upon and adopted by all of the key constituencies involved.

The signatories of the San Francisco Declaration on Research Assessment support the adoption of the following practices in research assessment.

#### General Recommendation

1. Do not use journal-based metrics, such as Journal Impact Factors, as a surrogate measure of the quality of individual research articles, to assess an individual scientist's contributions, or in hiring, promotion, or funding decisions.

For

2. Be explicit about the criteria used in evaluating the scientific productivity of grant applicants and clearly highlight, especially for early-stage investigators, that the scientific content of a paper is much more important than publication metrics or the identity of the journal in which it was published.
3. For the purposes of research assessment, consider the value and impact of all research outputs (including datasets and software) in addition to research publications, and consider a broad range of impact measures including qualitative indicators of research impact, such as influence on policy and practice.

For institutions

4. Be explicit about the criteria used to reach hiring, tenure, and promotion decisions, clearly highlighting, especially for early-stage investigators, that the scientific content of a paper is much more important than publication metrics or the identity of the journal in which it was published.
5. For the purposes of research assessment, consider the value and impact of all research outputs (including datasets and software) in addition to research publications, and consider a broad range of impact measures including qualitative indicators of research impact, such as influence on policy and practice.

For

6. Greatly reduce emphasis on the journal impact factor as a promotional tool, ideally by ceasing to promote the impact factor or by presenting the metric in the context of a variety of journal-based metrics (e.g., 5-year impact factor, EigenFactor, SCImago, h-index, editorial and publication times, etc.) that provide a richer view of journal performance.
7. Make available a range of article-level metrics to encourage a shift toward assessment based on the scientific content of an article rather than publication metrics of the journal in which it was published.
8. Encourage responsible authorship practices and the provision of information about the specific contributions of each author.
9. Whether a journal is open-access or subscription-based, remove all reuse limitations on reference lists in research articles and make them available under the Creative Commons Public Domain Dedication.
10. Remove or reduce the constraints on the number of references in research articles, and, where appropriate, mandate the citation of primary literature in favor of reviews in order to give credit to the group(s) who first reported a finding.

For organizations that supply metrics

11. Be open and transparent by providing data and methods used to calculate all metrics.
12. Provide the data under a licence that allows unrestricted reuse, and provide computational access to data, where possible.
13. Be clear that inappropriate manipulation of metrics will not be tolerated; be explicit about what constitutes inappropriate manipulation and what measures will be taken to combat this.



14. Account for the variation in article types (e.g., reviews versus research articles), and in different subject areas when metrics are used, aggregated, or compared.

For

15. When involved in committees making decisions about funding, hiring, tenure, or promotion, make assessments based on scientific content rather than publication metrics.
16. Wherever appropriate, cite primary literature in which observations are first reported rather than reviews in order to give credit where credit is due.
17. Use a range of article metrics and indicators on personal/supporting statements, as evidence of the impact of individual published articles and other research outputs.
18. Challenge research assessment practices that rely inappropriately on Journal Impact Factors and promote and teach best practice that focuses on the value and influence of specific research outputs.

(1) (ア) ~ (ウ) に当てはまる最も適切な語句を下からそれぞれ一つ選んで記号で答えなさい。

- |                         |              |                      |
|-------------------------|--------------|----------------------|
| (a) database providers  | (b) editors  | (c) funding agencies |
| (d) government agencies | (e) journals | (f) librarians       |
| (g) libraries           | (h) managers | (i) other parties    |
| (j) publishers          | (k) readers  | (l) researchers      |
| (m) universities        |              |                      |

(2) 本文の内容に沿った説明として適切なものを下からすべて選んで記号で答えなさい。

- (a) 科学者の貢献を査定する際に、個々の研究論文の質をはかる代替方法として、雑誌ベースの数量的指標を用いないよう勧告している。
- (b) 自己推薦書では、個人の発表した論文やその他の研究成果のインパクトの根拠として、論文に関する様々な種類の数量的指標を用いるよう勧告している。
- (c) 販売促進手段としてのインパクトファクターの使用を、即時に中止するよう勧告している。
- (d) 不正に使用されるのを防ぐため、数量的指標を計算するために使われたデータと方法を公開しないように勧告している。

## 【No. 10】

次は、国立大学図書館協会の「国立大学図書館機能の強化と革新に向けて ～国立大学図書館協会ビジョン 2025～」(令和 3 年 6 月 25 日)の一部である。「ビジョン 2025」では「大学図書館の基本理念」を定めるとともにそれを実現するための 3 つの重点領域が設定されている。これを読んで、以下の設問に答えなさい。

**国立大学図書館機能の強化と革新に向けて**  
～ 国立大学図書館協会ビジョン 2025 ～ (抜粋)

**国立大学図書館の基本理念**

国立大学図書館は、社会における知識基盤として、を問わず、知識、情報、データへの障壁なきアクセスを可能にし、それらを活用するための環境を利用者に提供することで、教育の質保証、研究力やイノベーション力の強化を推進する国立大学の教育研究活動を支え、社会における新しい知の共有や創出の実現に貢献する。

**重点領域 1. 知の共有：蔵書を超えたの共有**

国立大学図書館は、知の共有という観点から、大学における教育・研究に必要な知識及び情報を教育研究活動のサイクルに即して適切かつ網羅的に提供する必要がある。紙の図書や雑誌等によって構築された従来の蔵書に加え、電子ジャーナルや電子書籍、教材や研究論文・研究データといった教育研究成果、さらにはオープンサイエンスの進展に伴って今後ますます充実することが予想されるインターネット上にあつて誰もが自由にアクセスできる有用なコンテンツをも対象とした知の共有のため、学術情報システムの高度化・情報発見環境の整備などの方策を検討し、実現する。

**重点領域 2. 知の創出：新たな知を紡ぐの提供**

国立大学図書館は、これまで人と知識や情報、あるいは人同士の相互作用を生み出すコミュニケーションの場であり、知を創出する空間であった。これからは旧来の「館」の壁を超えてその場を拡張し、物理的な場だけでなくネットワーク上に存在する情報空間をも新たな知を創出するための場として活用することにより、学習／学修・教育の質を向上させ、研究・交流活動を支援するとともに、大学と社会・地域との連携を促す。

**重点領域 3. 知の媒介：知の交流を促すの構築**

国立大学図書館は、図書館職員を中心としてさまざまな能力を有する人材の集合体を形成することで多様な知の共有と創出を促す。また、図書館職員の能力向上のため、研修制度等を整備する。

(1) 文中の (ア) に該当する語句として最も適切なものを下から一つ選んで記号で答えなさい。

- (a) 一般書・専門書
- (b) ウィズコロナ・アフターコロナ
- (c) オープン・クローズ
- (d) 時間・空間
- (e) デジタル・非デジタル

(2) 文中の (イ) ～ (エ) に該当する語句として最も適切なものを下からそれぞれ一つ選んで記号で答えなさい。

- |             |                 |              |
|-------------|-----------------|--------------|
| (a) 学       | (b) 環境や生態系      | (c) 教材や研究データ |
| (d) 研修プログラム | (e) コンテンツやメタデータ | (f) 施設       |
| (g) 人材      | (h) スキル         | (i) 潜在力      |
| (j) 知識や情報   | (k) ネットワーク      | (l) 場        |
| (m) メタバース   |                 |              |

## 【No. 11】

次は、学術雑誌の歴史に関する論文の一部である。(1)～(4)に該当するものを下からそれぞれ一つ選んで記号で答えなさい。

このように(1)は学術雑誌の起源のように見なされることがあるが、1665年に刊行が始まったときには現代の意味での学術雑誌とは似ても似つかぬものだった。学問趣味のあるアマチュアたちが作った(2)という組織の幹事のような立場にある個人が、その組織とは一応独立、非公式に作った、同人誌的なニュースレターのようなものだった。それにもかかわらず、まさに同じタイトルの雑誌が現在でも継続しているという点で、この雑誌は現代の学術雑誌に連なる系譜の起源の一つとなっているのである。(中略)

(1)が現在の学術雑誌と大きく異なっていたとしても、一つは現在の少なからぬ学術雑誌と共通する点があった。それは学会、ないしアカデミーとの深い結びつきである。(1)は(2)の機関誌ではなく、そのセクレタリー(事務局長)であるHenry Oldenburgの個人的な事業であり、彼としてはそれによって収益を上げて収入を補うことをもくろんでいたらしい。しかし、Oldenburgの死後も、(2)のセクレタリーがその編集を受け継ぎ、1752年には完全に(2)の事業となった。(中略)

(1)が最初速報性を重視し、粗末な紙に印刷されていたことを述べたが、18世紀に創刊された(3)の学術雑誌、*Mémoires et histoires des l'Académie royale des sciences*はそれに置き換わり、主流となる異なるモデルを打ち出した。しかし、これによって現在の形に近づいたわけではない。この雑誌はより慎重な編集を経て年に一回しか出版されず、良質の紙に幅広い余白をとって贅沢に図版を使い、王国の出版物にふさわしい品位を備えた権威と信頼性のある学術出版物たることを目指した。(中略)(2)もこれに追随して、(1)もその性格・外観を変え、編集体制も変わった。(中略)

しかし、出版間隔が長くなることで、速報性は失われる。学会よりも出版物が先取権の確保の場所となり、さらに先取権の競争が激しくなると、これは大きな欠陥となって新たな出版モデルの発達を促した。19世紀は(2)やアカデミーが時代の変化に適合しないものとしてその内外から厳しく批判されるようになっていた。すでに18世紀から(2)の会合で発表された内容を速報する商業誌が現れていたが、19世紀には著者もそのような商業誌のほうが望ましい出版場所とみなすようになった。その典型が雑誌(4)である。これらの商業雑誌は、権威に安住したアカデミーの出版物に対して、民間から反旗を翻したものとみなされる。(中略)

20世紀にはいり、二つの大戦を経ると現在の学術雑誌の体制がほぼできあがっていった。米国が科学界における覇権を握るとともに、英語が共通言語となり、(4)、*Science*がもっとも重要な総合学術雑誌となった。

(伊藤憲二「学術雑誌」『情報の科学と技術』73(1), p.9～14, 2023) より抜粋)

- (a) American Association for Advancement of Sciences
- (b) Annalen der Physik
- (c) Cell
- (d) Institute of Physics
- (e) Journal des sçavans
- (f) National Geographic
- (g) Nature
- (h) Philosophical Transactions
- (i) Physical Review
- (j) Scientific American
- (k) Springer
- (l) Zeitschrift für Physik
- (m) Wiley
- (n) 王立化学会
- (o) パリ王立科学アカデミー
- (p) 米国科学アカデミー
- (q) ロイヤル・ソサイエティ

## 【No. 12】

次は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年 6 月 28 日法律第 49 号。以下「読書バリアフリー法」）についての記事の一部である。これを読んで以下の問いに答えなさい。

読書バリアフリー法制定の直接的な契機となったのは、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するための〔ア〕の締結とそれに伴う〔イ〕の一部改正であった（ともに2018年）。また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」）の制定（2013年）と〔ウ〕の締結（2014年）、当事者団体の働きかけなども大きな背景となった。

2013年6月に世界知的所有権機関（WIPO）において採択された〔ア〕は、条約締結国間において印刷物の判読に障害のある者が利用しやすい様式の複製物を Authorized Entity（AE：権限を与えられた機関）を介して交換できるようにするものである。（中略）

〔ア〕締結にあわせて、2018年5月には〔イ〕の一部改正が行われ、第37条第3項も改正された（2019年1月1日施行）。同規定の対象者を「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」から「視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者」（以下「視覚障害者等」）に改め、対象者への公衆送信を可能とした。（中略）

〔イ〕の一部改正にあたっては、「視覚障害者等の読書の機会の充実を図るためには、本法と併せて、当該視覚障害者等のためのインターネット上も含めた図書館サービス等の提供体制の強化、アクセシブルな電子書籍の販売等の促進その他の環境整備も重要であることに鑑み、その推進の在り方について検討を加え、法制上の措置その他の必要な措置を講ずること」との附帯決議が衆参両院の委員会 でなされた。時を同じくして、国会議員による超党派の「障害児者の情報コミュニケーション推進に関する議員連盟」が設立（2018年4月）され、議員立法で読書バリアフリー法制定に取り組むこととなった。

そもそも、〔ウ〕締結に向けた国内法整備の一環として制定された障害者差別解消法（2016年4月1日施行）では、行政機関等に障害者への合理的な配慮を義務づけ、合理的な配慮の的確な提供のための基礎的環境整備（事前的改善措置）に努めることとされた。ところが、2018年度に国立国会図書館が実施した『公共図書館における障害者サービスに関する調査研究』では「視覚障害者などに対する障害者サービスの実績が「確かに」あるといえる図書館は2割にも満たない」現状や、障害者差別解消法施行を受けても新たなサービス等を「検討していない」図書館が3割を超える状況などが示された。

（野口武悟「読書バリアフリー法の制定背景と内容、そして課題」『カレントアウェアネス』344, p.2-3, 2020.6. より抜粋）

(1) (ア) ～ (ウ) に該当する法律または条約を下からそれぞれ一つ選んで記号で答えなさい。

- (a) 視聴覚的実演に関する北京条約
- (b) 障害者基本法
- (c) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法
- (d) 障害者自立支援法
- (e) 障害者の権利に関する条約
- (f) 著作権法
- (g) 万国著作権条約
- (h) ベルヌ条約
- (i) マラケシュ条約

(2) 次は、下線部の記述に関する説明である。日本図書館協会が作成した「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」(2016年3月)に基づき、正しいものをすべて選んで記号で答えなさい。

- (a) 合理的配慮とは、利用者からの依頼により、サービスやルールの必要かつ適当な変更及び調整を行うことで図書館の利用を保障しようとするものである。依頼そのものを出せない・出しにくい障害者もいることから、家族等関係者からの依頼にも応じることや、依頼がなくても積極的に合理的配慮を検討すること等、柔軟な対応が必要である。
- (b) 基礎的環境整備とは、あらかじめ障害者を含むさまざまな利用者が利用できるように図書館の施設・設備等（ハード面）を整備することをいう。一方、サービスの変更や研修等による職員の資質の向上等（ソフト面）については、合理的配慮により行う。
- (c) 合理的配慮の提供に当たっては、それが本来の図書館業務に沿ったものであるかどうか留意し、図書館事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに注意する。
- (d) 利用者からの依頼通りに合理的配慮を提供することが難しい場合、代替方法を検討する等、何らかの方法で図書館利用が保障できるように工夫する。過度な負担と判断した場合には、利用者の精神的不安に配慮して詳細な説明は避け、その旨を通知するにとどめる。

## 【No. 13】

図書館の機能について述べた次の英文を読んで以下の問いに答えなさい。

Why do we have libraries? What do they do?

Libraries are established and supported by their (ア) to perform a variety of functions. Three of the most important of these are (イ) *brokerage*, (ウ) *access*, and (エ) *curation*.

*Brokerage* is the function by which the library pools money on behalf of its host community (faculty, students, staff) and uses that money to buy a bigger and higher-quality collection of information resources than individual members of the community would be able to afford on their own. Most obviously these resources include printed books and other physical documents, electronic books and journals, online databases, and other information products, but libraries offer space in which to work, research services of various kinds, and equipment and software as well. Brokerage has always been one of the centrally important roles of a library. No student or faculty member could possibly hope to pay on her own for access to all of the information resources she needs in order to do her scholarly work, so the library procures that access on her behalf and that of the rest of the faculty and student body. Historically, the upside of this arrangement has been that the campus community gets access to a very large collection of scholarly content; the downside is that since all members of the community share that access with each other, there is some inconvenience involved—especially with regard to physical documents, which have to be housed centrally and can only be used by one person at a time. (In most cases, online documents can be used by multiple people at once—and, of course, remotely.)

*Access* to content, for the whole community, is the purpose of brokerage. By paying on behalf of the campus community, the library enables all within it to have access to the purchased or licensed content. But the library's role in ensuring access goes beyond negotiating license terms and paying for access; it also includes making sure that the physical documents are organized in such a way that they can be found, and overseeing the ongoing availability of the online documents to which access has been licensed. Both of these access functions involve ongoing (and sometimes very staff-intensive) work on the library's part, some of which will be discussed in more detail later in this chapter.

*Curation* has to do with the ongoing care and protection of documents to ensure their future availability to the community that the library serves. Libraries curate books and other physical documents by monitoring their condition and either replacing or repairing



them as needed—and they curate the physical collection as a whole by both adding materials to it and withdrawing materials from it when space requires, or when those materials are superseded by better versions. Libraries curate online access to locally digitized collections (about which more below) by maintaining format standards, providing server space, and storing them robustly. They curate licensed access to online documents by monitoring their ongoing availability, ensuring that contracts are negotiated well and paid promptly, and responding quickly when access is interrupted for some reason.

(Rick Anderson. 2018. “Scholarly communication” Oxford University Press, p.114-116.)

(1) 文中の (ア) に該当する語句を下から一つ選んで記号で答えなさい。

- (a) faculty organizations
- (b) host institutions
- (c) steering committees
- (d) user groups

(2) 英文の内容に即し、下線部 (イ) の機能の説明として誤っているものを下から一つ選んで記号で答えなさい。

- (a) この機能には図書館が場所や研究サービス、機器やソフトウェアを提供することを含む。
- (b) この機能により多くのコンテンツが利用できることは利点であるが、物理的な資料は一度に一人しか利用できないという欠点がある。
- (c) この機能は教職員や学生が必要とするあらゆる種類の資料を購入することである。
- (d) この機能は図書館において利用者の各々が個人で購入するよりも多くの質の高い情報リソースを購入する仕組みである。

(3) 英文の内容に即し、下線部 (ウ) の機能の説明として誤っているものを下から一つ選んで記号で答えなさい。

- (a) この機能には学生や教員が必要とする情報リソースを自費で購入する際の支援が含まれる。
- (b) この機能は図書館が購入したり、ライセンスを受けたコンテンツをコミュニティ全体に提供したりするものである。

- (c) この機能を果たすため、図書館はライセンス条件の交渉や費用負担を行う。
  - (d) この機能を保障する役割には、物理的な資料の発見の支援が含まれる。
- (4) 英文の内容に即し、下線部 (エ) の機能の説明として誤っているものを下から一つ選んで記号で答えなさい。
- (a) この機能では物理的な資料の状況を把握し、必要に応じて入れ替えたり修理したりする。
  - (b) この機能には書架の狭隘化に伴う、資料の撤去を含む。
  - (c) この機能にはライセンスされたオンライン資料が利用できなくなった場合の対処がある。
  - (d) この機能はオンライン資料を遠隔利用することである。

## 【No. 14】

次は、情報探索行動に関するモデルについての記述である。これを読んで以下の問いに答えなさい。

情報探索行動とは、情報源や検索ツールの確認や選択、検索操作、図書館員とのコミュニケーション等、人が情報を探す際にとる具体的な行動のことを指し、1980年代以降、理論化及びモデル化の対象とされてきた。代表的なモデルに、Dervin の (ア) モデルと、Kuhlthau の (イ) モデルがある。

(ア) モデルは、情報探索行動を人間が本質的に行わざるを得ない (ア) 行為の中に位置づけて定義したものである。Dervin は、個人が現在自らの持っている意味だけでは先に進めないと感じる「(ウ)」、自らの状態において欠落していると感じる「(エ)」、その欠落部分を埋めた結果として、到達したい目的に当たる「(オ)」という三つの要素を想定し、それらの要素の相互関連性から情報探索行動を説明しようとした。このモデルの特徴は、同じような「(ウ)」及び「(オ)」が想定されていたとしても、情報探索行動を行う個人が「(エ)」をどのように認識するかによって、何通りもの (エ) を埋める方法 (情報探索行動) が考えられることを示している点にある。

Dervin が、1回の情報検索をきわめて抽象度の高い表現方法でモデル化したのに対し、Kuhlthau の (イ) モデルは、「レポート執筆」という具体的な課題を設定して、その達成に至るまでの長いスパンで情報探索行動を表現しようとしたものである。Kuhlthau は、情報探索行動の過程を7段階に分割し、それぞれの段階において「(カ)」、 「(キ)」、 「(ク)」の三つの側面がどのような状態になるかをきわめて具体的に表現した。

(1) (ア)、(イ) に該当するモデルを下からそれぞれ一つ選んで記号で答えなさい。

- (a) 情報探索過程 (ISP: Information Search Process)
- (b) 意味付与 (Sense Making)
- (c) 果実摘み (Berry picking)
- (d) 日常的情報実践 (Everyday Information Practices)

(2) (ウ) ～ (オ) に該当するものを下からそれぞれ一つ選んで記号で答えなさい。

- |               |               |
|---------------|---------------|
| (a) browsing  | (b) context   |
| (c) gap       | (d) selection |
| (e) situation | (f) use       |

(3) (カ) ~ (ク) に該当するものを下から三つ選んで記号で答えなさい。なお, (カ) ~ (ク) の順番は問わない。

(a) action

(b) feeling

(c) formulation

(d) monitoring

(e) selection

(f) thought

## 【No. 15】

次は、令和 5 年 5 月に開催された G7 仙台科学技術大臣会合で採択された共同声明（仮訳）の一部である。これを読んで以下の問いに答えなさい。

G7は、FAIR原則（, , , ) に沿って、科学的知識並びに研究データ及び学術出版物を含むによる研究成果の公平な普及による、オープン・サイエンスの拡大のために協力する。これは、世界中の研究者や人々はその恩恵を受けるとともに、新しい知識の創造、イノベーションの促進、社会による知識へのアクセスの民主化及び地球規模の課題に対する解決策の開発に貢献するためである。これは、より再現性があり、信頼できる研究成果を構築することにも役立つ。

我々は、科学研究の健全な発展のためには、開放性、自由及び包摂性が世界的に強化されるべきであることを認識する。開放性について決定する際には、普遍的人権の尊重と国家安全保障の確保が不可欠であり、学問の自由、研究の, プライバシー及び知的財産権の保護に関する原則と規則が適用され、支持されるべきである。

(1) (ア) ~ (エ) に当てはまる最も適切な語句を F, A, I, R の順に下からそれぞれ一つ選んで記号で答えなさい。

- |                  |                   |                |
|------------------|-------------------|----------------|
| (a) Findable     | (b) Flexible      | (c) Fundable   |
| (d) Academic     | (e) Accessible    | (f) Available  |
| (g) Innovative   | (h) Interoperable | (i) Invariable |
| (j) Reproducible | (k) Researchable  | (l) Reusable   |

(2) (オ), (カ) に当てはまる最も適切な語句を下からそれぞれ一つ選んで記号で答えなさい。

- |             |                     |          |
|-------------|---------------------|----------|
| (a) インテグリティ | (b) オープン・アンド・クローズ戦略 |          |
| (c) グローバル化  | (d) 公的資金            | (e) 国際連携 |
| (f) 国立研究機関  | (g) コンプライアンス        | (h) 先進国  |
| (i) 多様性     | (j) 独占的利用           |          |

## 【No. 16】

次は、米国政府の学術情報流通政策について述べた文章の一部である。これを読んで以下の問いに答えなさい。

US research agencies should make the results of federally funded research free to read as soon as they are published, the administration of  has announced. This is a momentous shift from (イ)current policies that permit a delay of up to a year before papers must be posted outside paywalls.

Because the United States is the world's biggest research funder, the change – to be implemented by the end of 2025, if not sooner – is a boost for the growing open access (OA) movement to make scientific research publicly available. This has already been hugely encouraged by Plan S, a charge towards zero-embargo OA that is led by European funders. “It's a very big deal,” says Peter Suber, director of the Harvard Open Access Project at Harvard University in Cambridge, Massachusetts. “This new US policy is a game changer for scholarly publishing,” adds Johan Rooryck, executive director of the cOAlition S group of funders behind the European-led Plan S.

The policy change as announced on 25 August, in guidance that the White House Office of Science and Technology Policy (OSTP) issued to federal agencies. The OSTP recommends that agencies ensure that peer-reviewed work from their grant recipients is made available in an agency-approved public repository without delay after publication. Each agency can develop its own protocols about precisely how this is to be done — a process to be completed in the next six months to a year.

“The American people fund tens of billions of dollars of cutting-edge research annually,” said Alondra Nelson, acting head of the OSTP, in a statement. “There should be no delay or barrier between the American public and the returns on their investments in research.”

The White House is not insisting that papers be made OA in scientific journals. But with future US research papers becoming available immediately in repositories, publishers might fear that libraries will cancel their journal subscriptions. They could react by shifting more towards OA publishing, observers say. So far, journal publishers contacted by the Nature news team have said they're committed to providing OA options for researchers. However, (ウ)some hope US agencies will provide more funding for OA publishing and are worried about the sustainability of their businesses.

(US government reveals big changes to open-access policy: Nature 609, 234-235 (2022)  
より抜粋)

- (1) 文中の (ア) に該当する語句を下から一つ選んで記号で答えなさい。
- (a) President Barack Obama
  - (b) President Donald Trump
  - (c) President George W. Bush
  - (d) President Joe Biden
- (2) 下線部 (イ) が示す内容として最も適切なものを下から一つ選んで記号で答えなさい。
- (a) 現在の方針では、APC が支払われた論文は遅くとも出版の 1 年後に誰もが無料で読めるようにならなければならない。
  - (b) 現在の方針では、購読料が必要な論文は出版後 1 年間、無料で読めない状態が許容されている。
  - (c) 現在の方針では、購読料が必要な論文でも出版の 1 年後には無料で公開することを出版社に義務付けている。
  - (d) 現在の方針では、無料で読める論文に対する APC の支払いが出版後 1 年間猶予されなければならない。
- (3) 下線部 (ウ) が示す内容として最も適切なものを下から一つ選んで記号で答えなさい。
- (a) 学術出版社の一部は、連邦機関が OA 出版のためにより多くの資金を提供することを望んでいる。
  - (b) 学術出版社の一部は、連邦機関がリポジトリへの投資を促進することを望んでいる。
  - (c) 図書館の一部は、連邦機関が OA 出版のためにより多くの資金を提供することを望んでいる。
  - (d) 図書館の一部は、連邦機関がリポジトリへの投資を促進することを望んでいる。
- (4) 米国政府の方針転換の理由を示すものを本文の内容に即して下から一つ選んで記号で答えなさい。
- (a) 欧州の研究助成機関が主導して即時 OA を目指す Plan S に参加するため。
  - (b) 研究者に提供する OA 出版の選択肢を拡大しようとする学術出版社の努力を後押しするため。

- (c) 米国の研究論文が出版と同時にリポジトリで公開されることにより，図書館の購読費用の負担を軽減するため。
- (d) 米国民が投資した研究の成果に対して米国民がアクセスする際の遅滞や障壁をなくすため。